

個人診療所（有床）の継承までの流れ

1 継承後の診療所開設

継承の 2 ～3 週間 前	○診療所病床設置許可申請書【第 1 1 号様式（第 5 条関係）】 添付書類：①医療従事者の免許証の写し（※管理者が原本証明したもの） （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、管理者氏名） ②医師・歯科医師の医業履歴書 （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。） ③建物の構造概要及び平面図 ④使用予定の入院診療計画書及び退院療養計画書
継承の 1 ～2 週間 前	○構造設備使用許可申請書【第 2 8 号様式（第 1 2 条関係）】 手数料：自主検査 11,000 円、保健所検査 22,000 円 ※構造設備の変更を伴わない場合は、自主検査を選択することができる。 添付書類：①構造設備自主検査結果届出書【第 2 9 号様式（第 1 2 条関係）】（自主検査の場合） ②診療所病床設置許可証の写し ②建物の平面図 ③放射線に係る測定結果（漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉）
継承した 日以降 10 日以 内	○診療所開設届【第 5 号様式（第 3 条関係）】 添付書類：①管理者の医師・歯科医師免許証の原本及び写し ②管理者の医業略歴書 （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。） ③管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写し* ④医療従事者の免許証の写し（※管理者が原本証明したもの） （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、管理者氏名） ⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap 等も可） ⑥建物の構造概要及び平面図 （※平成 16 年 4 月 1 日以降に医籍登録した医師、または平成 18 年 4 月 1 日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。） ○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ） ○診療用エックス線装置備付届【第 3 1 号様式（第 1 3 条関係）】 添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第 32～36 号様式】機種ごと ②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等）

	<p>③備え付ける部屋の平面図及び側面図 (詳細は、診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】の備考欄を確認すること)</p> <p>④放射線に係る測定結果 (漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉)</p> <p>⑤エックス線装置変更内容の一覧 (病院に設置しているエックス線装置の一覧で、変更前後のエックス線装置の製作者名、型式、用途等を記載したもの。)</p> <p>○共同利用に関する計画書(新規で装置を導入する場合のみ)</p> <p>以下、指定を受ける場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関指定申請書(2部) …長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(地域保健課)。</p> <p>○医療機関指定申請書(結核)(1部) …長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(感染症対策室)。 https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</p>
--	---

2 継承前の診療所廃止

継承した 日以降 10日以 内	<p>○廃止届【第18号様式の3(第7条関係)】 添付書類：診療所開設届出済証、または紛失届</p> <p>○診療用エックス線装置廃止届【第53号様式(第14条関係)】 添付書類：なし</p> <p>以下、指定を受けていた場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関辞退届(2部) …添付書類：被爆者一般疾病医療機関指定書、または紛失届 長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(地域保健課)。</p> <p>○指定医療機関辞退届(結核)(1部) …添付書類：医療機関指定書、または紛失届 長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所(感染症対策室)。 https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</p>
--------------------------	---

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4780.html>